

第26期

定時株主総会 招集ご通知



2022年6月24日（金曜日）
午前10時（開場時間：午前9時）

開催日時



東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階 クリスタルルーム

開催場所

TEL：(03) 3348-1234

末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
できるかぎり、以下のいずれかの方法によって
2022年6月23日（木曜日）午後6時00分までに
議決権を行使してください。

郵送（議決権行使書）による議決権行使



各議案の賛否をご表示のうえ、
投函してください。

インターネットによる議決権行使



議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスして行使してください。

目次

■ 第26期定時株主総会招集ご通知	2
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く。）6名選任の件	7
第4号議案 監査等委員である 取締役3名選任の件	15
第5号議案 補欠の監査等委員である 取締役1名選任の件	20
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役 を除く。）の報酬等改定の件	21
(添付書類) 事業報告	26
連結計算書類	51
計算書類	54
監査報告	57

キャリアリンク株式会社

証券コード：6070

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社グループは、1996年10月のキャリアリンク株式会社設立以来、雇用の拡大を通じて社会に貢献することを使命とし、また、「日本一親身な人材サービスカンパニー」を目指し、多くの求職者の方々に多様な就業の機会を提供することで今日まで成長を遂げてまいりました。

当社グループは、お客様の業務効率化等を実現する企画提案型の業務請負及び人材派遣を行うBPO関連事業部門、コンタクトセンターの活用を中心とする業務の請負及び人材派遣を行うCRM関連事業部門、一般事務に関する人材派遣・人材紹介及び請負等を行う一般事務事業部門からなる「事務系人材サービス事業」、食品加工及び製造加工に関する人材派遣及び請負を行う「製造系人材サービス事業」、並びに、営業支援に関する請負及び人材派遣を行う「営業系人材サービス事業」を展開しております。

当社グループは、これまで培ってきた効率的業務処理及びその品質管理を含めたさまざまなBPO業務運用技術を活かし、引き続き、官公庁向け及び民間企業向けBPO関連事業を中心とする需要の受注拡大に注力し、積極的な事業展開を推進してまいります。

今後ともより一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長
社長執行役員

成澤 素明



証券コード 6070
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
代表取締役社長 成澤素明
社長執行役員

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

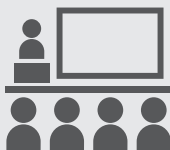
1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（開場時間 午前9時）
（開催日が前回定時株主総会日（2021年5月28日）に相当する日と離れておりますのは、第26期より当社の事業年度の末日を2月末から3月31日に変更したためであります。）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階 クリスタルルーム
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（2021年3月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（2021年3月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令並びに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.careerlink.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.careerlink.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付下さい。
なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時00分必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力して下さい。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後6時00分受付分まで




スマートフォンをご利用の株主様

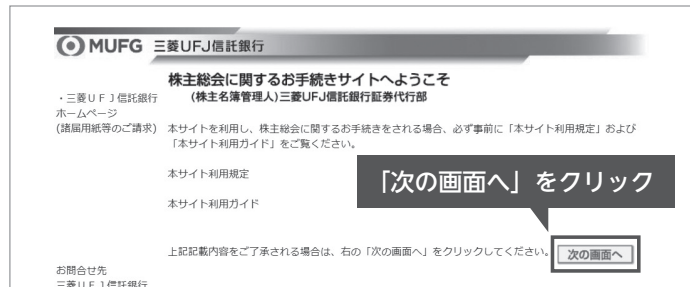
スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

 インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

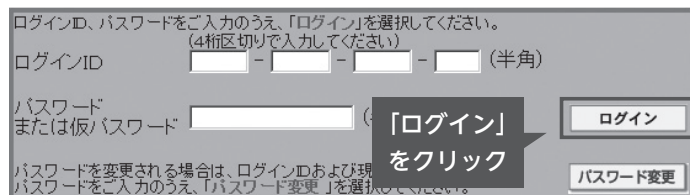
<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、成長を持続させるための事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績並びに経営全般を総合的に判断し、適正で安定した配当を継続実施していくことを利益配分に関する基本方針としております。第26期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額 474,183,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線箇所は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条 条文省略</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第44条 条文省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 条文省略</p> <p>第2条 (第26期事業年度に関する経過措置) 第41条(事業年度)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までとする。 なお、本附則は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第3条 (第26期中間配当金に関する経過措置) 第43条(中間配当金)の規定に関わらず、2021年3月1日から始まる第26期事業年度の中間配当金の基準日は、2021年8月31日とする。 なお、本附則は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</p> <p>第4条 (附則の消滅) 附則第2条、附則第3条及び本条は、第26期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p>	<p>第1条～第13条 現行どおり</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第44条 現行どおり</p> <p>附 則</p> <p>第1条 現行どおり</p> <p>第2条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>第3条～第4条 削除</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価し、慎重に検討を行った結果、当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番号	ふ り が な 氏 名	現在の当社における地位・担当
1	なる さわ もと あき 成 澤 素 明 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	代表取締役社長 社長執行役員
2	しま たけ と 島 健 人 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	取締役 常務執行役員 営業本部長 兼 営業開発部長 兼 営業五部長
3	ふじ えだ ひろ よし 藤 枝 宏 淑 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長
4	もり むら なつ み 森 村 夏 実 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	取締役 執行役員 管理本部副本部長 兼 研修部長
5	まえ だ なお ふみ 前 田 直 典 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	取締役
6	きた むら さと こ 北 村 聡 子 <input type="checkbox"/> 再 <input type="checkbox"/> 任	社外取締役

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	なる さわ もと あき 成 澤 素 明 (1975年2月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1998年4月 エーシーイー・インターナショナル株式会社 入社 2000年6月 当社 入社 2006年4月 当社 法人サービス本部次長 2007年4月 当社 営業部長 2010年5月 当社 取締役営業本部営業部長 2011年3月 当社 取締役営業本部営業一部長 2012年3月 当社 取締役営業本部部長 2013年4月 当社 取締役営業本部部長兼営業推進部長 2013年5月 当社 代表取締役社長 2015年3月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 2018年3月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 取締役 (現任) 2019年11月 当社 代表取締役社長 社長執行役員兼SSSカンパニー長 2021年3月 当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 取締役	108,900株
【選任理由】 営業各部門の要職を歴任し、2010年に取締役として経営に参画することとなり、2013年に代表取締役社長に就任しております。長年の実績並びに高い業務能力から統率性に優れ、また、代表取締役社長としての見識や豊富な経験に基づき、経営の重要事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き、当社の経営全般に対する適切な役割並びに当社グループの企業価値の向上に貢献することが期待できると判断し、当社取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	しま たけ と 島 健 人 (1979年5月3日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再 任</div>	2003年4月 当社 入社 2010年9月 当社 営業本部営業部第三グループ長 2012年3月 当社 営業本部営業一部長兼第二グループ長 2013年3月 当社 営業本部営業二部長 2015年3月 当社 執行役員 営業本部長兼営業推進部長 2017年3月 当社 執行役員 営業本部長兼営業二部長 2017年5月 当社 取締役執行役員 営業本部長兼営業二部長 2017年9月 当社 取締役執行役員 営業本部長兼人材開発部長 2018年7月 当社 取締役執行役員 営業本部長兼営業四部長 2019年4月 当社 取締役執行役員 営業本部長兼営業二部長兼 営業四部長兼SSカンパニー長 2019年6月 当社 取締役執行役員 営業本部長兼営業四部長 2020年3月 当社 取締役執行役員 営業本部長 2020年5月 当社 取締役常務執行役員 営業本部長 2020年10月 当社 取締役常務執行役員 営業本部長兼営業企画 部長 2020年12月 当社 取締役常務執行役員 営業本部長兼営業企画 部長兼営業開発部長 2022年4月 当社 取締役常務執行役員 営業本部長兼営業開発 部長兼営業五部長 (現任)	99,700株
<p>【選任理由】 営業各部門の要職を歴任し、2015年に執行役員に就任し、営業推進における豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年以降、取締役執行役員営業本部長として経営の重要な事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たし、2020年に取締役常務執行役員営業本部長に就任しております。引き続き、営業部門のトップとして当社の更なる発展に貢献すること、並びに、当社の経営全般に対する適切な役割が期待できると判断し、当社取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	ふじ えだ ひろ よし 藤 枝 宏 淑 (1962年3月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1984年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2002年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) ビジネスローン営業部 審査担当次長 2009年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 事務リスク管理室長 2010年12月 MU事務管理サポート株式会社 取締役社長 2012年12月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行) 本部審議役 2013年8月 当社 管理本部 部長 2013年10月 当社 管理本部業務推進部長 2015年3月 当社 執行役員 営業本部副本部長 2018年10月 当社 執行役員 管理本部管理部長 2019年3月 当社 執行役員 管理本部副本部長兼管理部長兼法務部長 2019年5月 当社 取締役執行役員 管理本部副本部長兼管理部長兼法務部長 2019年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 監査役 同 東京自動車管理株式会社 監査役 同 当社 取締役執行役員 管理本部副本部長兼経営企画部長 2020年5月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長 2021年5月 キャリアリンクファクトリー株式会社 取締役(現任) 2021年10月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長兼管理部長 2022年2月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況) キャリアリンクファクトリー株式会社 取締役	3,700株
【選任理由】 金融機関での勤務経験で培われた豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、当社へ入社後、営業本部及び管理本部の要職を歴任し、2015年執行役員、2019年に取締役執行役員に就任し、2020年に取締役常務執行役員管理本部長兼経営企画部長に就任しております。業務処理の指導力に優れ、管理本部長として業務処理効率化等に多大な貢献を果たしていることから、引き続き、当社の経営全般に関する適切な役割が期待できると判断し、当社取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	<p style="text-align: center;">もりむらなつみ 森村夏実 (1966年6月8日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; margin: 10px auto; padding: 2px 10px;">再 任</div>	<p>1987年4月 第一生命保険相互会社(現 第一生命保険株式会社) 入社</p> <p>1998年11月 当社 入社</p> <p>2005年5月 当社 取締役法人サービス事業部長</p> <p>2008年5月 当社 取締役営業本部長</p> <p>2015年3月 当社 取締役執行役員 営業本部人材開発部長</p> <p>2015年5月 当社 取締役退任</p> <p style="padding-left: 20px;">同 当社 執行役員 営業本部人材開発部長</p> <p>2015年11月 当社 執行役員 研修センター長</p> <p>2017年7月 当社 執行役員 管理本部人事総務部長</p> <p>2019年5月 当社 取締役執行役員 管理本部人事総務部長</p> <p>2019年7月 当社 取締役執行役員 管理本部人事部長</p> <p>2020年3月 当社 取締役執行役員 管理本部研修部長</p> <p>2022年4月 当社 取締役執行役員 管理本部副本部長兼研修部長(現任)</p>	53,400株
<p>【選任理由】 営業部門及び管理部門の要職を歴任し、長年の実績並びに高い業務能力から統率力に優れ、取締役執行役員として人材開発及び人材育成等を通じ多大な業績貢献を果たしていることから、引き続き、当社の経営全般に関する適切な役割が期待できると判断し、当社取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	まえ だ なお ふみ 前 田 直 典 (1960年3月5日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1984年4月 日本勧業角丸証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社 1988年4月 シンキ株式会社 取締役 1989年5月 学校法人姫路情報学院 理事 1991年5月 財団法人姫路十字会(現 公益財団法人姫路十字会) 理事 1998年11月 シンキ株式会社 代表取締役社長兼営業統括本部長 2004年5月 財団法人姫路十字会(現 公益財団法人姫路十字会) 理事長(現任) 2005年12月 学校法人姫路情報学院 理事長(現任) 2006年3月 株式会社CLH(現 スマートキャピタル株式会社) 代表取締役(現任) 2006年5月 当社 取締役会長 2010年5月 当社 取締役会長 退任 2015年5月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人姫路十字会 理事長 学校法人姫路情報学院 理事長	246,000株
【選任理由】 上場会社の代表取締役や教育関連法人の理事長を歴任するなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社における経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き、経営全般に対する適時適切な役割が期待できると判断し、当社取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	北村聡子 <small>きたむらさとこ</small> (1970年11月29日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1999年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 同 田邊・市野澤法律事務所入所 2012年8月 半蔵門総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2015年4月 東京家庭裁判所家事調停委員 2016年4月 明治安田生命保険相互会社総代候補者選考委員会事務局長(現任) 2017年4月 第一東京弁護士会 監事 2018年10月 日本保険学会理事(現任) 2019年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2019年7月 株式会社さくらさくプラス 社外取締役(現任) 2021年5月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 半蔵門総合法律事務所 パートナー弁護士 明治安田生命保険相互会社総代候補者選考委員会事務局長 日本保険学会理事 株式会社さくらさくプラス 社外取締役	-株
<p>【選任理由及び期待される役割】 弁護士としての専門的知見及び企業法務に高い見識並びに上場会社の社外取締役を歴任するなど豊富な経験を有していることから、その専門的な見識及び経験を活かし、社外の独立した立場から監督機能強化への貢献及び取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言等を行っていただけるものと判断し、当社社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者前田直典氏は、当社の大株主であるスマートキャピタル株式会社の代表取締役ですが、同氏と当社との間には特別の利害関係はなく、また、その他の取締役候補者と当社との間にも、特別の利害関係はありません。
2. 北村聡子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 北村聡子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4. 北村聡子氏は、2021年5月に当社の社外取締役に就任し、その在任期間は、本総会の終結の時をもって1年1ヵ月であります。
5. 当社は前田直典氏及び北村聡子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、優秀な人材の確保、職務の遂行における萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月更新の予定です。本議案でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- <保険契約の内容の概要>
- ①被保険者の実質的な保険料の負担割合
保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1	桑田泰幸 <input type="text" value="新任"/>	当社 内部監査室長
2	遠藤今朝夫 <input type="text" value="再任"/>	社外取締役（監査等委員）
3	長谷川岩男 <input type="text" value="再任"/>	社外取締役（監査等委員）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ 桑田泰幸 (1969年2月7日生) <input type="text" value="新任"/>	1988年4月 株式会社福山グランドホテル 入社 1990年5月 アコム株式会社 入社 2000年12月 同社 三原支店 支店長 2002年10月 同社 青江支店 支店長 2007年4月 同社 監査部 担当課長 2009年10月 同社 保証事業部 担当課長 2010年7月 当社 入社 2013年11月 当社 内部監査室長（現任）	700株
	【選任理由】 2013年に内部監査室長に就任し、監査全般における豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、常勤監査等委員として、経営の監督、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言ができると判断したため、当社の監査等委員である取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	えん どう け き お 遠藤今朝夫 (1951年11月28日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1974年4月 日興電子株式会社 入社 1983年9月 公認会計士登録 1984年3月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社 1986年3月 デロイトアンドトウシュ会計事務所ロスアンゼルス及びニューヨーク事務所勤務 1991年2月 米国公認会計士登録 2000年4月 霞が関監査法人設立 代表社員 2005年3月 税理士登録 2006年6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役 2012年7月 三優監査法人 代表社員 2015年10月 遠藤公認会計士事務所開設 代表公認会計士(現任) 2016年5月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年11月 A B S 監査法人 代表社員(現任) 2018年3月 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 2022年3月 同社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 遠藤公認会計士事務所 代表公認会計士 A B S 監査法人 代表社員 シンバイオ製薬株式会社 社外取締役(監査等委員)	3,600株
<p>【選任理由及び期待される役割】 公認会計士・税理士として会計及び税務に関する高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、経営の監督、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したため、当社の監査等委員である取締役(社外)候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	は せ が わ い わ お 長 谷 川 岩 男 (1952年12月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1971年4月 株式会社リコー 入社 1991年6月 山梨リコー株式会社(現 リコージャパン株式会社) 取締役 管理部長 1995年5月 神奈川リコー株式会社(現 リコージャパン株式会社) 取締役 管理本部長 2000年4月 株式会社リコー 販売事業本部 経営革新センター グループ経営推進室長 2007年10月 リコーソフトウェア株式会社(現 リコーITソリューションズ株式会社) 取締役 経営企画室長 2009年4月 リコー関西株式会社(現 リコージャパン株式会社) 取締役 経営企画室長 2011年10月 リコージャパン株式会社 BPR推進室長 2013年4月 同社 常勤監査役 2017年12月 同社 常勤監査役 退任 2018年5月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年5月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 監査役 同 東京自動車管理株式会社 監査役 2019年11月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 監査役 退任 同 東京自動車管理株式会社 監査役 退任 2020年3月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 監査役 同 東京自動車管理株式会社 監査役	3,400株
<p>【選任理由及び期待される役割】 上場会社の関係会社の要職及び常勤監査役を歴任するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、経営の監督、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断したため、当社の監査等委員である取締役(社外)候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 遠藤今朝夫氏及び長谷川岩男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 遠藤今朝夫氏及び長谷川岩男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 遠藤今朝夫氏は、2016年5月に当社の社外取締役（監査等委員）に就任し、その在任期間は、本総会終結の時をもって6年1ヵ月であります。
6. 長谷川岩男氏は、2018年5月に当社の社外取締役（監査等委員）に就任し、その在任期間は、本総会終結の時をもって4年1ヵ月であります。
7. 当社は遠藤今朝夫氏及び長谷川岩男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 桑田泰幸氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
9. 当社は、優秀な人材の確保、職務の遂行における萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月更新の予定です。本議案でお諮りする監査等委員である取締役の各氏のうち再任の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後に被保険者となります。

<保険契約の内容の概要>

①被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

③役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

【ご参考】取締役会の構成（2022年6月24日以降の予定）

第3号議案及び第4号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員に対して特に経験・専門性を活かすことを期待する分野は以下のとおりです。

氏名	現在の当社における地位	特に経験・専門性を活かすことを期待する分野						
		企業経営・事業経営	営業・マーケティング	人財開発	DX戦略	財務・会計	法務・コンプライアンス	リスクマネジメント・内部統制
成澤 素明	代表取締役社長 社長執行役員	●	●	●				
島 健人	取締役 常務執行役員	●	●	●	●			
藤枝 宏淑	取締役 常務執行役員	●				●	●	●
森村 夏実	取締役 執行役員		●	●			●	
前田 直典	取締役	●	●	●				
北村 聡子	社外取締役						●	●
桑田 泰幸	取締役 (常勤監査等委員)				●		●	●
遠藤今朝夫	社外取締役 (監査等委員)	●				●		●
長谷川岩男	社外取締役 (監査等委員)	●						●

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
河野森 (1977年4月5日生)	2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年7月 公認会計士登録 2016年10月 河野森公認会計士事務所開設 代表公認会計士（現任） 2017年9月 税理士登録 （重要な兼職の状況） 河野森公認会計士事務所 代表公認会計士	-株
【選任理由及び期待される役割】 公認会計士・税理士として会計及び税務に関する高い見識を有しており、監査等委員である社外取締役として、経営の監督、取締役会の意思決定への妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断したため、当社の補欠の監査等委員である取締役（社外）候補者といたしました。		

- (注) 1. 河野森氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 河野森氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 河野森氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 4. 河野森氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者となる予定であります。
 5. 河野森氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
 6. 当社は、優秀な人材の確保、職務の遂行における萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月更新の予定です。本議案でお諮りする補欠の監査等委員である取締役の候補者については、取締役に就任した場合に被保険者となります。
- ＜保険契約の内容の概要＞
- ①被保険者の実質的な保険料の負担割合
 保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
 特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
- ③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
 保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等改定の件

1. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年5月27日開催の当社第20期定時株主総会及び2021年5月28日開催の当社第25期定時株主総会（以下、「2021年5月の株主総会」という。）において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨、また、当該報酬等の額とは別枠で、当社取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役のうちの社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円の範囲内とする旨のご承認をいただいておりますが、当社取締役が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的として、以下の「2. 改定の内容」に記載のとおり当社取締役の報酬等について改定することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、独立社外取締役をその構成員の過半数とする6名（独立社外取締役4名、社内取締役2名）で構成する指名・報酬委員会において審議されたものであり、当社の役員報酬の基本方針に沿った内容であることから、相当であると考えております。

2. 改定の内容

本議案が承認可決された場合、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は金銭報酬である「固定報酬」及び業績連動報酬としての「賞与」並びに非金銭報酬である「株式報酬」で構成されることとなり、その内容は以下のとおりといたします。

(1)金銭報酬

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年5月27日開催の第20期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額20,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする旨のご承認をいただいておりますが、当該報酬限度額に賞与額を含めることといたします。なお、業績連動報酬である賞与は、あらかじめ取締役会で定める当該事業年度の業績目標値を達成した場合に限り、当社の定める取締役に対する金銭報酬内規に則り支給することとし、業務から独立した立場である社外取締役については賞与の支給対象といたしません。なお、本議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本件報酬額の改定の対象となる当社取締役の員数は5名となります。

(2)非金銭報酬

当社は、上記のとおり2021年5月の株主総会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役のうちの社外取締役を除く。以下、(2)においては同じ。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円の範囲内とする旨のご承認をいただき、現在、当社の定める取締役に対する株式報酬型ストックオプション内規に則り、業績連動報酬部分と非業績連動報酬部分とで構成しており

ますが、業績連動報酬部分については、当該事業年度の業績目標値を達成した場合に限り、その役務提供に対する対価(報酬)として賞与(金銭)で支給することに変更し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については当社取締役の株式保有を促進させるべく、本議案がご承認された以降に発行する新株予約権について従前の制度から以下の点を改定いたします。なお、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、具体的には、新株予約権の割り当てを受けた取締役に対し、新株予約権の払込金額(発行価額)と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、ストックオプションとしての新株予約権を取得させるものであります。そのストックオプションとしての報酬の額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルに基づき算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額とし、2021年5月の株主総会にてご承認いただきました株式報酬型ストックオプションの報酬限度額(年額100,000千円以内)の範囲内といたします。

<株式報酬型ストックオプション制度の主な改定事項>

項目	改定前	改定後
新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は(以下、「付与株式数」という。)新株予約権1個当たり200株とする。	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は(以下、「付与株式数」という。)新株予約権1個当たり100株とする。
新株予約権の総数	各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を500個とする。	各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を1,000個とする。
新株予約権を行使することができる期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。	新株予約権を割り当てた日以降、最初に到来する定時株主総会の翌日から30日以内(30日目が休日に当たる場合には前営業日)とする。
新株予約権の行使の条件の概要	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内(10日目が休日に当たる場合には前営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権を割り当てた日以降、最初に到来する定時株主総会までに取締役の地位を喪失した場合は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、当該取締役の在任月数に応じて権利行使できる新株予約権の個数を調整する。

本改定後の当社取締役に対する当社の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約に関する具体的な内容は下記のとおりであります。なお、本議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本件制度改定の対象となる当社取締役の員数は5名となります。

記

当社の株式報酬型ストックオプション制度の目的及び具体的内容

1. 目的

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬制度に関して、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役のうちの社外取締役を除く。）が株価変動メリットとリスクを株主の皆様と共有し、業績向上と企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高め、経営計画の達成をより力強く推し進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び監査等委員でない取締役のうちの社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストックオプションを割り当てる。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は（以下、「付与株式数」という。）新株予約権1個当たり100株とする。

なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は100,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限を1,000個とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てた日以降、最初に到来する定時株主総会の翌日から30日以内（30日目が休日に当たる場合には前営業日）とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件の概要

①新株予約権を割り当てた日以降、最初に到来する定時株主総会までに取締役の地位を喪失した場合は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、当該取締役の在任月数に応じて権利行使できる新株予約権の個数を調整する。

また、新株予約権者が新株予約権を行使する前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

②上記（5）にかかわらず、新株予約権を割り当てた日以降、最初に到来する定時株主総会の日までの間に当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④、又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

- ②当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) 新株予約権のその他の内容等
新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年3月31日まで)

当社は、2021年5月28日開催の定時株主総会における定款一部変更の決議により、事業年度の末日を毎年2月末日から3月31日に変更いたしました。その経過措置として、当連結会計年度は、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヵ月間となっております。このため、対前連結会計年度増減額及び増減率については記載しておりません。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が2021年9月30日に解除されるまで3回に亘り発令され、それ以降もワクチン接種が普及してきたにも拘らず、新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、また、原油を始めとする資源価格の高騰に加え、円安の進行等により個人消費並びに企業収益の回復は鈍く、国内景気の見通しは、依然として不透明な状況でありました。

また、世界経済については、新型コロナウイルス感染症の影響から立ち直りつつあるものの、原油を始めとする資源価格の高騰に加え、ロシアによるウクライナへの侵攻、中国の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う都市封鎖などの影響から世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。

そのような状況下、我が国人材サービス業界を取り巻く環境は、有効求人倍率は好転の兆しを見せてはいるものの、新型コロナウイルス感染症の影響並びに原油等の資源価格の高騰や円安の進行等により、雇用環境は引き続き厳しい状況にあります。

このような経営環境の中、当社グループにおいては、事務系人材サービス事業では、引き続き自治体、BPO事業者からの大型案件の受注に取り組むとともに新規取引先開拓及び新規業務の受注にも注力し、また、製造系人材サービス事業では、関東、東海地方などの営業拠点を増設するなど営業基盤の拡大を積極的に推進してまいりました。

当連結会計年度におきましては、事務系人材サービス事業において、新規取引先開拓や自治体及び大手BPO事業者等からの新規案件獲得等に努めた結果、BPO関連事業部門、CRM関連事業部門及び一般事務事業部門ともに、売上が好調に推移いたしました。また、製造系人材サービス事業においても、増設した営業拠点において新規取引先開拓に取り組んだことなどから、製造加工部門を中心に売上が好調に推移いたしました。一方、営業系人材サービス事業においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後も、飲食業、小売業者等の業況回復が鈍いことから、営業活動面で厳しい状況が続きました。

当連結会計年度の経営成績は、事務系人材サービス事業においては、自治体向けにBPO案件の受注活動を強化するなど積極的な営業展開に努めたことから、主力のBPO関連事業部門を中心に各事業部門ともに売上高が拡大し、また、製造系人材サービス事業においても営業店の増設など営業基盤の拡大を積極的に推進したことなどから、売上高が好調に推移いたしました。これらの結果、売上高合計では43,100,558千円となりました。

利益面では、受注高の増加に伴い売上総利益が増加し、また、受注量の拡大に伴い中核人材の積極的な採用及びIT技術を活用したBPO運用システムの導入を推進いたしました。これらの結果、営業利益は4,423,845千円、経常利益は4,441,111千円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,114,989千円となりました。

なお、当連結会計年度は決算期の変更により13ヵ月決算でしたが、その特殊事情を除いた12ヵ月ベース（4月1日～翌年3月31日）の前年同一期間比で大幅な増収増益となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。

【事務系人材サービス事業】

当事業のうち、BPO関連事業部門は、自治体向けにBPO案件の受注活動を強化するなど積極的な営業展開に努めたことから、主力のBPO関連事業部門を中心に売上高が好調に推移しました。また、CRM関連事業部門もテレマーケティング事業者などの既存取引先のシェア拡大及びBPO案件受注を機にコールセンター業務などの受注が増加したことから売上高が新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準まで回復しました。一般事務事業部門は、金融機関向けの派遣案件が引き続き堅調であったこと並びに自治体からマイナンバー関連案件及びそこから派生した「デジタル活用支援員」などについて新規派遣案件を中心に受注が好調に推移し、また、大半の既存取引先において新型コロナウイルス感染症拡大以前までの取引高に回復したことなどから、当事業の売上高は37,124,209千円となりました。また、利益面では、受注高の増加に伴い、業容が拡大したことから、中核人材の積極的な採用やIT技術を活用したBPO運用システムの導入も推進しましたが、営業利益は4,252,278千円となりました。

<BPO関連事業部門>

当事業部門は、自治体向けにBPO案件の受注活動を強化するなど積極的な営業展開に努めたことから、主力のBPO関連事業部門を中心に売上高が好調に推移した結果、当事業部門の売上高は27,150,601千円となりました。

<CRM関連事業部門>

当事業部門は、テレマーケティング事業者などの既存取引先のシェア拡大及びBPO案件受注を機にコールセンター業務などの受注が増加したことから売上高が新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準まで回復した結果、当事業部門の売上高は4,210,864千円とな

りました。

<一般事務事業部門>

当事業部門は、金融機関向けの派遣案件が引き続き堅調であったこと並びに自治体からマイナンバー関連案件及びそこから派生した「デジタル活用支援員」などについて新規派遣案件を中心に受注が好調に推移し、また、大半の既存取引先において新型コロナウイルス感染症拡大以前までの取引高に回復したことなどから、当事業部門の売上高は5,762,743千円となりました。

【製造系人材サービス事業】

当事業は、神奈川県厚木市、千葉県千葉市、三重県四日市市、愛知県岡崎市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市に新規営業拠点を設置するなど積極的な業容拡大を推進したことなどから、製造加工部門を中心に取引高が拡大し、売上高は、好調に推移いたしました。この結果、当事業の売上高は4,590,593千円となりました。また、利益面では、売上高の増加等に伴い、営業利益は156,751千円となりました。

【営業系人材サービス事業】

当事業は、2021年9月30日の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後も、飲食業、小売業者等の業況回復が鈍いことから、当社の営業系人材サービス事業部門においてもその影響を受け、当事業の売上高は、1,065,017千円となりました。また、利益面では、売上高減少に伴い売上総利益が減少したため、販売費及び一般管理費の削減等に努めましたが、営業損失8,974千円となりました。

【その他】

当事業は、株式会社ジャパン・ビジネス・サービスの子会社である東京自動車管理株式会社における「自動車管理事業」であり、当事業の売上高は320,737千円と堅調に推移しました。また、利益面では、新型コロナウイルス感染予防対策費の増加等により営業利益は23,789千円となりました。

(セグメント別売上高)

(単位：千円、%)

セグメントの名称	第26期 (2022年3月期) (当連結会計年度)	
	金額	構成比
事務系人材サービス事業	37,124,209	86.1
B P O 関連事業部門	27,150,601	63.0
C R M 関連事業部門	4,210,864	9.8
一般事務事業部門	5,762,743	13.4
製造系人材サービス事業	4,590,593	10.7
営業系人材サービス事業	1,065,017	2.5
その他の	320,737	0.7
合計	43,100,558	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は379,762千円（有形固定資産及び無形固定資産）であります。セグメント別の設備投資額は、事務系人材サービス事業で360,360千円、製造系人材サービス事業で3,589千円、営業系人材サービス事業12,348千円、その他事業で3,462千円であります。事務系人材サービス事業における設備投資額の主なものは、受注案件用拠点工事費、備品及び運用ツール、パソコン購入に伴うライセンス費用等であります。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上は含まれておりません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2019年2月期)	第24期 (2020年2月期)	第25期 (2021年2月期)	第26期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	18,624,675	21,103,379	30,276,465	43,100,558
経常利益 (千円)	290,127	690,225	2,772,391	4,441,111
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	170,920	526,655	2,053,329	3,114,989
1株当たり当期純利益 (円)	13.96	42.98	171.95	263.89
総資産 (千円)	5,917,200	7,480,545	11,523,851	16,543,988
純資産 (千円)	3,404,287	3,840,167	5,483,082	8,404,503
1株当たり純資産額 (円)	272.93	306.81	458.36	703.27

(注) 1. 株式給付信託 (J-E S O P) を導入しており、その信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、当該株式数を自己株式に含めて普通株式の期中平均株式数を算定し、また、1株当たり純資産額の算定に当たっては、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

2. 第26期 (当連結会計年度) につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヵ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 (2019年2月期)	第24期 (2020年2月期)	第25期 (2021年2月期)	第26期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	12,385,237	14,597,595	23,401,558	34,341,015
経常利益 (千円)	181,143	535,218	2,749,464	4,183,768
当期純利益 (千円)	114,680	352,971	2,102,791	2,987,216
1株当たり当期純利益 (円)	9.37	28.81	176.09	253.07
総資産 (千円)	5,072,287	6,337,323	10,347,183	14,982,514
純資産 (千円)	3,169,956	3,428,428	5,118,133	7,889,154
1株当たり純資産額 (円)	257.46	277.03	431.89	665.24

(注) 1. 株式給付信託 (J-E S O P) を導入しており、その信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する当社株式については、計算書類において自己株式として計上しております。そのため、1株当たり当期純利益の算定に当たっては、当該株式数を自己株式に含めて普通株式の期中平均株式数を算定し、また、1株当たり純資産額の算定に当たっては、当該株式数を期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

2. 第26期 (当事業年度) につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年3月1日から2022年3月31日までの13ヵ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
キャリアリンクファクトリー(株)	115,370千円	88.1%	食品加工・製造加工に関わる業務の人材派遣及び請負
(株)ジャパン・ビジネス・サービス	100,000千円	100.0%	人材派遣、給与計算サービス

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く経営環境の中、当社グループは、引き続き、官公庁向け及び民間企業向けBPO関連事業を中心とする受注拡大に注力し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上並びにSDGsほか企業としての社会的責任及び社会貢献を果たすべく事業展開を積極的に推進していくため、対処すべき課題については次のように考えております。

① 企業価値の向上と社会的貢献の推進

当社グループの企業理念である「すべての人に働くよろこびを」の実践により、さまざまな求職者及び就業スタッフのライフスタイルやキャリアパスにマッチした就業機会の提供など親身な就業支援並びに顧客企業の業務効率化等を実現する企画提案型の業務処理請負及び人材派遣を引き続き積極的に推進し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上並びに持続可能な社会を実現するための社会的責任としての雇用の創出及び拡大を図ってまいります。

② BPO関連事業の全国展開

当社グループが主力事業とするBPO関連事業では、今後とも、自治体における公的業務の外部委託が進展していくほか、民間企業においても、コア事業への経営資源の集中に伴う周辺業務の外部委託が進むものと予想されます。

このようにBPO市場が拡大傾向にある中、当社グループはこれまで培ってきた効率的業務処理並びにその品質管理を含めたBPO業務の運用技術を活かし、引き続き受注拡大に注

力してまいります。特に、自治体向けＢＰＯ関連事業の受注拡大については現状の首都圏及び関西圏中心の受注活動から、その範囲を積極的に全国展開してまいります。

③ 労働者派遣法、労働契約法及び労働基準法等の労働法制改正への準拠

2020年4月から施行された同一労働同一賃金制度並びに2022年10月から施行される社会保険制度の適用拡大等について、今後とも、適正に対応してまいります。

④ 経営基盤の強化、成長速度に適した人材確保及び情報システムの充実

a. 人材の採用・育成と組織体制の充実

人材サービス事業を営む当社グループの一番の経営資源は“人”そのものであるとの認識から、人材の採用と教育・育成を重要な経営課題として捉え、優秀な人材の採用並びに教育研修制度の充実による人材の育成に注力するとともに、人事制度の一層の充実を図り、社員の質的向上に努めてまいります。

特に、ＢＰＯ関連事業を中心とした事業規模の拡大に適した中核人材の採用・育成を重要課題として取り組んでまいります。

また、外部環境、内部環境の変化に応じて組織を機動的に変更するなど、組織の隅々まで統制の取れた企業統治、経営管理を実現するため、当社グループの成長度合いに即した組織体制の充実を図ってまいります。

b. 情報システムの充実

ＢＰＯ関連事業を中心とした事業規模の拡大に伴い、請負案件の業務処理にシステム導入等ＩＴをいかに活用するかが重要な課題であることから、情報システム部門の強化により情報システムの有効的活用を一層推進するとともに新しい情報技術を今後とも積極的に取り入れることにより、受注活動の強化及び顧客満足度の向上、就業スタッフ支援システムの充実並びに働き方改革に取り組んでまいります。

c. 女性の活躍推進等

当社グループは女性活躍推進法に基づき、一人ひとりの女性はその個性と能力を十分に発揮し、活躍することを目指し、具体的には、雇用における男女の機会均等はもとより、配置・育成・教育訓練における男女間の格差ゼロ、出産・子育てを含め充実した家庭生活と仕事が両立できる環境整備や長時間労働の是正、職種又は雇用形態の改善、性別にかかわらず公正な評価を行い、女性の取締役への登用及び女性の管理職比率の向上並びに外国籍、中途入社の子員の登用等を推進してまいります。

⑤ コンプライアンスの重視

人材サービス業は“人”を介して役務を提供するものであり、その運営には高い倫理性の保持とコンプライアンスの徹底が重要であります。

当社グループは事業規模が拡大していく中、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法及び関連諸法令の遵守を始めとして、事業運営に関わる全ての法令・ルールを遵守することが、

当社グループが果たすべき社会的責任の基本であると強く認識してまいります。

当社グループは、労働基準法等関係法令に則った社内諸規程及び業務マニュアルを整備し、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を毎月開催するなど、コンプライアンスの状況を監視する体制を整えて、コンプライアンスの徹底管理を推進しておりますが、今後ともコンプライアンス体制の実効性を確保するための適切な運営を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、事務系人材サービス事業、製造系人材サービス事業及び営業系人材サービス事業であります。

なお、事業内容は、次のとおりであります。

事業区分	事業部門	事業内容
事務系人材サービス事業	BPO（注1）関連事業部門	当事業部門では、BPO事業者（注2）が請け負ったBPO業務への人材派遣、並びに、官公庁及び企業等の業務プロセスの一部についての企画提案型の人材派遣及び業務請負を行っております。
	CRM（注3）関連事業部門	当事業部門では、テレマーケティング事業者が請け負ったテレマーケティング業務（注4）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等のコンタクトセンター（注5）への人材派遣並びに人材紹介、テレマーケティング事業者以外の企業等からのテレマーケティング業務の請負を行っております。
	一般事務部門	当事業部門では、一般事務（注6）に関する人材派遣、請負及び人材紹介等を行っております。
製造系人材サービス事業		当事業では、食品加工及び製造加工に関わる業務への人材派遣及び請負を行っております。
営業系人材サービス事業		当事業では、営業支援（注7）に関する人材派遣、請負及び人材紹介等を行っております。

- (注) 1. BPO（Business Process Outsourcing）とは、官公庁及び企業等の業務プロセスの一部について、業務処理の企画・設計から実施までを含めて外部委託することをいいます。
2. BPO事業者とは、官公庁及び企業等に対して業務効率化等の企画提案を行ったうえで、BPO業務を受託する者をいいます。
3. CRM（Customer Relationship Management）とは、情報システムを応用して企業が顧客と長期的な関係を築く手法のことをいいます。具体的には、顧客データベースを元に、商品の売買から保守サービス、問い合わせやクレームへの対応など、個々の顧客との全てのやり取りを一貫して管理することで、顧客の利便性と満足度を高め、顧客を常連客として囲い込むことを目的としています。
4. テレマーケティング業務とは、消費者からの商品やサービスについての問い合わせ・苦情などの受付、通信販売の受注、市場調査等を電話等の手段を使い、顧客（企業等）に代わって行うサービスのことをいいます。
5. コンタクトセンターとは、企業内において、顧客への対応を専門に行う事業所、部門のことをいいます。

- す。
6. 一般事務とは、テレマーケティング（その付随業務を含む。）や食品加工及び製造加工現場作業以外の、人事・総務・経理業務や伝票集計、パソコン操作等のデスクワークをいいます。
 7. 営業支援とは、フィールドワークによる営業や販売促進活動及び量販店等での販売支援業務をいいます。

(6) 主要な営業所（2022年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本	社	東京	都	新宿区
札	幌	支	店	札幌市中央区
仙	台	支	店	仙台市青葉区
大	阪	支	店	大阪市北区
福	岡	支	店	福岡市中央区
沖	縄	支	店	沖縄県那覇市

② 子会社

名	称	所	在	地
キャリアリンク	ファクトリー(株)	兵庫	県	姫路市
(株)ジャパン・ビジネス・サービス		東京	都	中央区

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
680名	84名増

(注) 従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社グループへの出向者を含み、兼務役員、臨時従業員（パートタイマー）及び就業スタッフは含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
525名	81名増	36.7歳	4.0年

(注) 従業員数には、正社員のほか契約社員、社外から当社への出向者を含み、兼務役員、臨時従業員（パートタイマー）及び就業スタッフは含んでおりません。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	332,000千円
株式会社三井住友銀行	257,000千円
株式会社みずほ銀行	248,340千円

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 790,000千円
借入実行残高 36,000千円
差引額 754,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 38,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 12,583,400株（自己株式728,825株を含む）
 (3) 株主数 10,356名（前事業年度末比236名減）
 (4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
スマートキャピタル株式会社	5,152,000	43.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	695,800	5.87
前田直典	246,000	2.08
SOCIETE GENERALE PARIS/BT REGISTRATION MARC/OPT	208,500	1.76
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	178,443	1.51
キャリアリンク従業員持株会	158,996	1.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	114,100	0.96
成澤素明	108,900	0.92
原信夫	106,500	0.90
平松武洋	102,900	0.87

- (注) 1. 当社は、自己株式728,825株（発行済株式総数の5.79%）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式には、株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式47,000株は含まれておりません。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2022年3月31日現在）

	2016年 株式報酬型新株予約権	2020年2月 株式報酬型新株予約権	2021年5月 株式報酬型新株予約権
発行決議日	2016年4月14日	2020年1月31日	2021年4月19日
保有者数 取締役（監査等委員及び社 外取締役を除く）	1名	5名	5名
新株予約権の数	35個	127個	43個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 7,000株 (注) 1（新株予約権1個 当たり 200株）	普通株式 25,400株 (注) 1（新株予約権1個 当たり 200株）	普通株式 8,600株 (注) 1（新株予約権1個 当たり 200株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 155,100円	新株予約権1個当たり 89,600円	新株予約権1個当たり 406,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
権利行使期間	2016年5月18日から 2046年5月17日まで	2020年2月27日から 2050年2月26日まで	2021年5月15日から 2051年5月14日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 当社は、2016年6月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数は、分割後の数値を記載しております。

2. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1)新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成 澤 素 明	社長執行役員 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 取締役
取 締 役	島 健 人	常務執行役員営業本部長 兼 営業企画部長 兼 営業開発部長
取 締 役	藤 枝 宏 淑	常務執行役員管理本部長 兼 経営企画部長 キャリアリンクファクトリー株式会社 取締役
取 締 役	森 村 夏 実	執行役員管理本部研修部長
取 締 役	岸 本 雅 晴	人事部・研修部管掌 キャリアリンクファクトリー株式会社 監査役 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス 監査役
取 締 役	前 田 直 典	公益財団法人姫路十字会 理事長 学校法人姫路情報学院 理事長
社 外 取 締 役	北 村 聡 子	半蔵門総合法律事務所 パートナー弁護士 明治安田生命保険相互会社総代候補者選考委員会事務局長 日本保険学会理事 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 株式会社さくらさくプラス 社外取締役
社外取締役 (常勤監査等委員)	中 川 康 太 郎	
社外取締役 (監査等委員)	遠 藤 今 朝 夫	遠藤公認会計士事務所 代表公認会計士 A B S 監査法人 代表社員 シンバイオ製薬株式会社 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	長 谷 川 岩 男	

- (注) 1. 北村聡子氏、中川康太郎氏、遠藤今朝夫氏及び長谷川岩男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役 北村聡子氏は、弁護士の資格を有しており、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役 (監査等委員) 遠藤今朝夫氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、中川康太郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として社外取締役 北村聡子氏、社外取締役 (常勤監査等委員) 中川康太郎氏、社外取締役 (監査等委員) 遠藤今朝夫氏及び社外取締役 (監査等委員) 長谷川岩男氏を指定し、同取引所にその旨届け出ております。

6. 2021年5月28日開催の第25期定時株主総会において、北村聡子氏が社外取締役新たに選任され、就任いたしました。
7. 平松武洋氏は、2021年5月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
8. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
成 澤 素 明	代表取締役社長 社長執行役員 兼 SSSカンパニー長	代表取締役社長 社長執行役員	2021年3月1日
藤 枝 宏 淑	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 兼 管理部長	2021年10月1日
藤 枝 宏 淑	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 兼 管理部長	取締役 常務執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長	2022年2月1日

9. 当社は執行役員制度を導入しており、2022年3月31日現在における執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
社 長 執 行 役 員	成 澤 素 明	
常 務 執 行 役 員	島 健 人	営業本部長 兼 営業企画部長 兼 営業 開発部長
常 務 執 行 役 員	藤 枝 宏 淑	管理本部長 兼 経営企画部長
執 行 役 員	森 村 夏 実	管理本部研修部長
執 行 役 員	松 田 仁	営業本部副本部長 兼 人材開発部長 兼 営業二部長
執 行 役 員	高 岸 登 久	営業本部営業四部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等であるものを除く取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の遂行における萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年6月に更新の予定です。

①被保険者の範囲

当社並びに当社子会社の取締役（監査等委員を含む。）及び監査役

②保険契約の内容の概要

a. 被保険者の実質的な保険料の負担割合

保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

b. 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

c. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

(4) 役員報酬等に関する事項

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）に関する事項

a. 決定方針の決定の方法

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、決定方針を決議しております。

b. 決定方針の内容の概要

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの企業理念（すべての人に働くよろこびを）を追求・実現する意欲を高め当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値向上に資するものであること、当社グループの業績目標達成への貢献意欲を高めるものであること、株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること、及び報酬の決定プロセスが公平性・客観性・透明性の高いものであることを基本方針としております。

なお、取締役の報酬水準については、外部の役員報酬に関するデータベース等による同業他社（人材サービス業）や当社と同規模程度の上場企業における水準を参考に、当社の経営環境や各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮し、優秀な経営人材の確保に資する競争力のある水準としており、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）の報酬は、持続的な成長に向け健全なインセンティブとして機能するよう、また、株主利益と連動する報酬体系とし、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬により構成しております。なお、非金銭報酬である株式報酬については、その50%を非業績連動、同じく50%を業績連動としております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は金銭報酬のみで構成して

おります。

(b) 金銭報酬の個人別報酬額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対する金銭報酬は、各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮して決定し、固定報酬として月次支給しております。

(c) 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対する非金銭報酬である株式報酬は、株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、株主視点での経営意識を高める観点及び中長期での業績成果を反映させる観点から、退任時のみ権利行使を可能としております。また、株式報酬の50%は非業績連動、同じく50%は業績連動であり、業績連動部分については会社業績が業績指標目標値を達成した場合に限りストックオプションを割り当てます。なお、業績連動部分を算定する業績指標は、上記（a）の基本方針に則り、持続的な成長に向け健全なインセンティブとして機能し、経営活動の最終成果を表し企業価値の向上に直結する「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しており、その業績達成目標値は、期初に公表する前事業年度の決算短信に記載された当該事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」予想値としております。

(d) 金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬の個人別報酬額の決定プロセスに関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内において、同業他社や当社と同規模程度の上場企業における報酬水準を参考に、当社の経営環境や各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮し、役位別の役員報酬内規に則り、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会で審議のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬額を決定しております。

また、非金銭報酬である株式報酬については、株主総会で決議された範囲内において、株式報酬型ストックオプションの発行基準内規に則り、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会で審議のうえ、割当対象取締役個人別の株式報酬額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役の金銭報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

c. 当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬委員会において、決定方針との整合性を含め当社と同規模程度の上場企業における報酬水準等を参考に多角的な観点から原案について審議を行っており、取締役会も同委員会の答申内容に基づき、個人別の報酬等の内容が各取締役の職責や業績への貢献度や当社と同規模程度

上場企業における報酬水準等が十分考慮されていることを確認しているため、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②当該事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬	非金銭報酬等		
		固定報酬	業績連動報酬	非業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	148,240 (5,000)	122,346 (5,000)	9,856 (-)	16,038 (-)	8 (1)
監査等委員 (うち社外取締役)	23,401 (23,401)	23,401 (23,401)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	171,641 (28,401)	145,747 (28,401)	9,856 (-)	16,038 (-)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬限度額は、2016年5月27日開催の第20期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬限度額は年額20,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の決議をいただいております。なお、第20期定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役除く取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）であります。また、2021年5月28日開催の第25期定時株主総会において、非金銭報酬である株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する具体的内容及び上記年額300,000千円以内とは別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額として年額100,000千円以内の決議をいただいております。なお、第25期定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役除く取締役の員数は7名（うち社外取締役1名）であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年5月27日開催の第20期定時株主総会において、年額50,000千円以内との決議をいただいております。なお、第20期定時株主総会最終時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）であります。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額には、2021年5月28日開催の第25期定時株主総会最終の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額、及び就任した取締役1名の報酬等の額が含まれております。
5. 業績連動報酬の算定に用いる業績指標に関する業績達成目標値及び実績

業績指標	2022年3月期の業績達成目標値	2022年3月期の実績値
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,080,000千円	3,114,989千円

【ご参考】2022年5月13日開催の取締役会で、第26期定時株主総会における第6号議案をご承認いただけることを停止条件として、上記決定方針を以下のとおり改定することを決議しております。

- ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）に関する事項
- a. 決定方針の決定の方法
当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、決定方針を決議しております。
- b. 決定方針の内容の概要
(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの企業理念（すべての人に働くよろこびを）を追求・実現する意欲を高め当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値向上に資するものであること、当社グループの業績目標達成への貢献意欲を高めるものであること、株主との利害共有や株主視点での経営意識を高めるものであること、及び報酬の決定プロセスが公平性・客観性・透明性の高いものであることを基本方針としております。

なお、取締役の報酬水準については、外部の役員報酬に関するデータベース等による同業他社（人材サービス業）や当社と同規模程度の上場企業における水準を参考に、当社の経営環境や各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮し、優秀な経営人材の確保に資する競争力のある水準としており、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）の報酬は、持続的な成長に向け健全なインセンティブとして機能するよう、また、株主利益と連動する報酬体系とし、金銭報酬と非金銭報酬である株式報酬により構成しております。なお、金銭報酬は固定報酬と業績連動報酬である賞与により構成しており、非金銭報酬である株式報酬は株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は金銭報酬のうちの固定報酬のみで構成しております。

(b) 金銭報酬の個人別報酬額の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対する金銭報酬のうちの固定報酬は、各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮して決定し、月次支給しております。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対する金銭報酬のうちの業績連動報酬である賞与は、あらかじめ取締役会で定める当該事業年度の業績目標値を達成した場合に限り支給することとし、業績指標は、経営活動の最終成果を表し企業価値の向上に直結する「親会社株主に帰属する当期純利益」を採用しており、その業績達成目標値は、期初に公表する前事業年度の決算短信に記載された当該事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」予想値としております。

(c) 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対する非金銭報酬である株式報酬は、株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、株主視点での経営意識を高める観点及び中長期での業績成果を反映させる観点から、企業理念及び経営方針の推進、人材育成、働き方改革等に対する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）の貢献度等を考慮して決定しております。

(d) 金銭報酬及び非金銭報酬である株式報酬の個人別報酬額の決定プロセスに関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬及び業績連動報酬としての賞与との合算である金銭報酬は、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額の範囲内とし、固定報酬は同業他社や当社と同規模程度の上場企業における報酬水準を参考に、当社の経営環境や各取締役の役位・職責や業績への貢献度等を考慮し、また、業績連動報酬である賞与は当該事業年度の業績目標値である親会社株主に帰属する当期純利益を達成した場合に限り、それぞれ、取締役に対する金銭報酬内規に則り、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会で審議のうえ、個人別の報酬額を決定しております。

また、非金銭報酬である株式報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役に対する株式報酬型ストックオプション内規に則り、独立社外取締役をその構成員の過半数とする指名・報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会で審議のうえ、割当対象取締役個人別の株式報酬額を決定しております。

なお、監査等委員である取締役の金銭報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役による協議により、決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役北村聡子氏は、半蔵門総合法律事務所パートナー弁護士、明治安田生命保険相互会社総代候補者選考委員会事務局長、日本保険学会理事、最高裁判所司法研修所民事弁護教官及び株式会社さくらさくプラス社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役遠藤今朝夫氏は、遠藤公認会計士事務所代表公認会計士、A B S 監査法人代表社員及びシンバイオ製薬株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 北村聡子	社外取締役就任後に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的知見及び企業法務に高い見識に基づき、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。また、指名・報酬委員会の委員として、委員就任後、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。
社外取締役 (常勤監査等委員) 中川康太郎	当事業年度に開催された取締役会22回全て及び監査等委員会16回全てに出席いたしました。常勤監査等委員として多くの主要会議にも出席し、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。
社外取締役 (監査等委員) 遠藤今朝夫	当事業年度に開催された取締役会22回全て及び監査等委員会16回全てに出席いたしました。主に、公認会計士及び税理士としての専門的な見地などから、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。
社外取締役 (監査等委員) 長谷川岩男	当事業年度に開催された取締役会22回のうち16回及び監査等委員会16回のうち15回に出席いたしました。これまでの豊富な職歴による経験と幅広い見識に基づき、取締役（監査等委員を除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定の過程が適切であるかどうか等の観点から、適宜必要な意見等を述べました。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会全てに出席し、客観的・中立的な立場で監督機能を担いました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性について、取締役、社内関係部署から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人の職務遂行状況を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社及び当社子会社は、取締役、執行役員を含む使用人（以下、「使用人」という。）全員に対して定めた当社グループの企業理念・行動規範を遵守し、それらの実施については、取締役及び執行役員が自ら率先垂範し、企業理念・行動規範を社内情報共有システムへ配信するとともにクレドカードを配布するなど、使用人に対してその周知徹底を図る。
 - b. 当社は、当社グループのコンプライアンス規程を当社グループの全ての役職員に周知徹底するとともに、当社子会社のコンプライアンス委員会における決議・決定事項を当社コンプライアンス委員会へ報告させることにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制の実効性を確保する。
 - c. 当社の内部統制システムを整備・運用・向上させるために設置した内部統制推進委員会は、その活動経過及び内容について会計監査人と協議し、社長に報告し承認を得る。
 - d. 内部監査室は、当社子会社を含めた内部統制システムの整備・運用状況について監査を実施し、その結果を社長に報告し、併せて監査等委員会との定期会合において内部統制システムの整備・運用状況について意見交換を行う。
 - e. 当社及び当社子会社の取締役及び執行役員は、当社グループ全体における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく当社の取締役会において報告する。
 - f. 当社及び当社子会社は、内部通報規程に規定している法令違反その他コンプライアンスに関する当社グループの内部通報制度を活用し、その有効性を確保する。
 - g. 当社及び当社子会社は、反社会的勢力対応規程に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、毅然とした態度をもって対応し、不当な要求や取引の要請は断固として排除する。
 - h. 監査等委員会は、当社及び当社子会社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、内部統制推進委員会で意見を述べるとともに、改善を求めることができる。
- ② 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 当社及び当社子会社は、資金管理、資産活用、個別取引、事故、災害その他企業活動全般に係わる個々のリスクについて定めた当社グループの危機管理規程並びに与信管理規程に則り、リスクの認識・識別、分析・評価を行うとともに、既存の個別リスクに応じ

- た総括的な形態別事業リスク分類に基づきカテゴリーごとに決められた管理責任者により、リスク管理体制を整備・維持・運用する。
- b. 当社及び当社子会社は、不測の事態を想定して定めた当社グループの危機管理規程に則り、不測の事態が発生した場合には、同規程に基づき社長を本部長とした対策本部及び状況に応じた下部組織を設置し、迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a. 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理等を行う基幹システムの適正な運用により、厳正に管理するとともに、取締役の職務執行の決定に係わる重要文書を保存し、文書管理規程に基づき、以下の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理することとし、必要に応じ10年間は閲覧権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (a) 株主総会議事録
(b) 取締役会議事録
(c) 稟議書
(d) 重要な契約書
(e) 連結決算を含む会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、事業報告、附属明細書、個別注記表、勘定科目明細書、その他決算書類
(f) 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
- b. 当社は、情報セキュリティ規程、個人情報適正管理規程を適正に運用し、会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社は、取締役会の運営について定めた取締役会規程に則り、取締役会を原則月1回及び四半期ごとに1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催し、社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、当社の取締役会は、当社子会社における経営の意思決定及び取締役の職務執行の管理・監督を行う。
- b. 当社及び当社子会社は、職務権限規程及び各取締役の職務分掌により、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われることを確保する。
- c. 当社は、取締役会の監督機能強化を図るとともに、業務執行に係る責任と役割を明確にし、意思決定、業務執行の迅速化を図るため設置された執行役員制度のもと、執行役員は、取締役会から委嘱された範囲内で職務を執行する。
- d. 当社は、当社グループの中期経営計画及び同計画に基づく各年度利益計画を策定し、予算制度に基づく適正な経営管理に努める。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、当社子会社の取締役・監査役（もしくは監査等委員）を当社から派遣することにより、当社子会社の業務執行の監督もしくは経営の監視を行う。
 - 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社子会社の業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会で事前審議、又は定期的に報告する。
 - 内部監査室は、法令、定款及び社内規程の遵守体制の有効性について、当社グループ全体の監査を実施し、是正・改善の必要がある場合、速やかにその対策を講じるよう適切な指摘や指導を行う。
 - 当社は当社グループ全体のコンプライアンス体制を維持するため、当社子会社に対しても法令・定款及び社内規程の遵守を徹底する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査等委員会の補助使用人を置く。
 - 監査等委員会の補助使用人の指揮命令権は監査等委員会に帰属し、任命、解任、人事異動、評価等は監査等委員会の同意のうえ、取締役会が決定することとし、監査等委員会の補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
 - 監査等委員会は、補助使用人等に対し、職務に必要な事項を指示することができ、当該使用人は、指示された職務について、監査等委員会からの指揮命令に直接服するものとする。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の取締役は、取締役会において、適時、担当する業務の執行状況を報告する。
 - 当社の取締役及び使用人は、常勤監査等委員が出席する執行役員会等の業務執行又は業績に関する会議において、業務又は業績に影響を与える重要な事項を報告する。なお、監査等委員会はいつでも必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - 当社及び当社子会社の取締役及び執行役員は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体における重大な法令違反その他のコンプライアンス上の重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告する。
 - 監査等委員会は、監査等委員会に報告した者が、不利な取扱いを受けることのないよう規程の運用状況を監視し、公平性を確保する。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員会の必要に応じて外部専門家に相談ができる体制を確保するための体制
- a. 監査等委員会は、代表取締役との定期的な協議、取締役及び執行役員との意見交換を通じて意思疎通を十分に図る。
 - b. 内部監査室は、監査等委員会との定期的な会合を通じて意見交換を行うとともに、内部監査の結果を適時・適切に監査等委員会に報告する。
 - c. 監査等委員は、当社の重要な意思決定の文書である稟議書、議事録を閲覧し、常勤監査等委員は、その他に内部統制に係わる各種会議及び主要会議体に出席する。
 - d. 監査等委員会は職務執行に当たって、当社が委託する外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等）のほか監査等委員会が独自に相談できる外部専門家との連携を図る。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - b. 当社は、監査等委員が、職務執行の必要に応じて独自に外部専門家を利用することを求めた場合は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用又は債務を負担する。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を整備、維持する。

(2) 内部統制システムの整備に関する基本方針の運用状況

当事業年度に実施した内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は当事業年度において22回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営における重要な事項を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査等委員会は当事業年度において16回開催し、子会社を含む監査方針、監査計画を協議決定し、常勤監査等委員が重要な社内会議へ出席するとともに、子会社を含む業務及び財産の状況、取締役（監査等委員を除く。）の職務執行及び法令・定款等の遵守についての監査を実施いたしました。また、監査等委員会は、代表取締役と毎月意見交換を行うほか、内部監査室及び会計監査人との連携による意見交換・情報交換を行うことで、監査の実効性を高めており、さらに、コンプライアンス体制の実効性を確保するため、法務部との月次報告会を実施し、意見交換いたしました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき子会社を含めた内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、内部統制評価基本計画書に基づき、財務報告の信頼性に及ぼす統制上の要点について、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。
- ④ コンプライアンス委員会は当事業年度において12回開催し、子会社を含めたコンプライアンスに関する施策、監視及び実施状況について取締役会へ報告いたしました。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス意識の一層の向上のため、子会社を含め、社員教育内容の充実を図り、職位に応じた研修を継続的に実施し、コンプライアンス意識の浸透・高揚に努めました。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係遮断についての基本方針
当社グループは、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を一切遮断する。
- ② 整備状況
当社グループは、反社会的勢力との関係排除は企業としての重要な社会的責任と強く認識し、行動規範には公正な取引などとともに反社会的行為への関与の禁止を明記し、役員及び従業員にそれらの周知徹底を図っております。実務面では、新規取引先については、取引開始前にインターネット検索サイトなどを利用して反社会的勢力に該当しないかの調査を行うことを与信管理規程及び購買管理規程に規定し、取引先との間で反社会的勢力排除条項の入った契約書又は覚書を締結するほか、反社会的勢力による不当要求など万一の場合に備えて、反社会的勢力対応マニュアルを整備しております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入する等外部専門機関との連携、情報収集に努めております。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,326,967	流動負債	7,374,350
現金及び預金	7,031,627	短期借入金	36,000
受取手形及び売掛金	7,962,411	1年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	4,422	1年内返済予定の長期借入金	284,960
その他	330,644	未払金	3,329,102
貸倒引当金	△2,139	未払費用	839,033
固定資産	1,217,021	未払法人税等	1,151,452
有形固定資産	280,207	未払消費税等	1,216,897
建物	181,034	賞与引当金	220,823
車両運搬具	4,492	受注損失引当金	117,249
工具、器具及び備品	94,680	その他	148,829
無形固定資産	134,667	固定負債	765,134
投資その他の資産	802,147	社債	50,000
投資有価証券	59,289	長期借入金	579,740
繰延税金資産	254,571	株式給付引当金	19,299
その他	488,286	退職給付に係る負債	2,987
		資産除去債務	81,098
		その他	32,008
		負債合計	8,139,485
		(純資産の部)	
		株主資本	8,296,120
		資本金	397,601
		資本剰余金	238,029
		利益剰余金	8,139,222
		自己株式	△478,733
		その他の包括利益累計額	7,775
		その他有価証券評価差額金	7,775
		新株予約権	34,265
		非支配株主持分	66,342
		純資産合計	8,404,503
資産合計	16,543,988	負債純資産合計	16,543,988

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年3月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	43,100,558
売上原価	33,644,373
売上総利益	9,456,185
販売費及び一般管理費	5,032,339
営業利益	4,423,845
営業外収益	
受取利息	559
受取配当金	1,079
投資有価証券売却益	939
助成金収入	20,537
その他	1,091
合計	24,208
営業外費用	
支払利息	4,231
雑損	2,179
その他	531
合計	6,941
経常利益	4,441,111
税金等調整前当期純利益	4,441,111
法人税、住民税及び事業税	1,423,146
法人税等調整額	△110,579
当期純利益	3,128,544
非支配株主に帰属する当期純利益	13,554
親会社株主に帰属する当期純利益	3,114,989

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	392,204	232,633	5,261,044	△479,035	5,406,846
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△236,811		△236,811
親会社株主に 帰属する当期純利益			3,114,989		3,114,989
自己株式の処分				302	302
新株予約権の発行					-
新株予約権の行使	5,396	5,396			10,793
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,396	5,396	2,878,178	302	2,889,273
当 期 末 残 高	397,601	238,029	8,139,222	△478,733	8,296,120

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	△1,296	△1,296	24,745	52,787	5,483,082
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△236,811
親会社株主に 帰属する当期純利益					3,114,989
自己株式の処分					302
新株予約権の発行			20,300		20,300
新株予約権の行使			△10,779		14
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	9,072	9,072		13,554	22,626
当期変動額合計	9,072	9,072	9,520	13,554	2,921,420
当 期 末 残 高	7,775	7,775	34,265	66,342	8,404,503

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,002,401	流動負債	6,342,376
現金及び預金	5,717,217	短期借入金	36,000
売掛金	6,987,181	1年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	2,263	1年内返済予定の長期借入金	284,960
前払費用	259,082	未払金	2,805,388
未収入金	9,517	未払費用	729,269
その他	29,255	未払法人税等	1,053,491
貸倒引当金	△2,114	未払消費税等	987,895
固定資産	1,980,112	前受金	1,040
有形固定資産	254,755	預り金	124,560
建物	166,643	賞与引当金	172,522
工具、器具及び備品	88,111	受注損失引当金	117,249
無形固定資産	131,923	固定負債	750,983
ソフトウェア	131,558	社債	50,000
その他	364	長期借入金	579,740
投資その他の資産	1,593,433	株式給付引当金	19,299
関係会社株式	920,915	資産除去債務	74,951
長期前払費用	2,979	その他	26,992
繰延税金資産	232,070	負債合計	7,093,359
敷金及び保証金	437,468	(純資産の部)	
		株主資本	7,854,888
		資本	397,601
		資本剰余金	243,961
		資本準備金	243,961
		利益剰余金	7,692,059
		その他利益剰余金	7,692,059
		繰越利益剰余金	7,692,059
		自己株式	△478,733
		新株予約権	34,265
		純資産合計	7,889,154
資産合計	14,982,514	負債純資産合計	14,982,514

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年3月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	34,341,015
売 上 原 価	26,316,199
売 上 総 利 益	8,024,815
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,957,428
営 業 利 益	4,067,387
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	547
受 取 配 当 金	103,500
助 成 金 収 入	18,341
そ の 他	869
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,007
社 債 利 息	223
雑 損 失	2,179
そ の 他	465
経 常 利 益	4,183,768
税 引 前 当 期 純 利 益	4,183,768
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,304,885
法 人 税 等 調 整 額	△108,333
当 期 純 利 益	2,987,216

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金計 合	その 利益 繰 越 剰 余	他 の 剰 余 金 計 合
当 期 首 残 高	392,204	238,564	238,564	4,941,654	4,941,654
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△236,811	△236,811
当 期 純 利 益				2,987,216	2,987,216
自 己 株 式 の 処 分					
新 株 予 約 権 の 発 行					
新 株 予 約 権 の 行 使	5,396	5,396	5,396		
当 期 変 動 額 合 計	5,396	5,396	5,396	2,750,405	2,750,405
当 期 末 残 高	397,601	243,961	243,961	7,692,059	7,692,059

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△479,035	5,093,388	24,745	5,118,133
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△236,811		△236,811
当 期 純 利 益		2,987,216		2,987,216
自 己 株 式 の 処 分	302	302		302
新 株 予 約 権 の 発 行		-	20,300	20,300
新 株 予 約 権 の 行 使		10,793	△10,779	14
当 期 変 動 額 合 計	302	2,761,500	9,520	2,771,021
当 期 末 残 高	△478,733	7,854,888	34,265	7,889,154

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

キャリアリンク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高野 浩一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守谷 徳行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャリアリンク株式会社の2021年3月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャリアリンク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

キャリアリンク株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高野 浩一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 徳行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアリンク株式会社の2021年3月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、執行役員会、指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会、内部統制推進委員会、危機管理委員会等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査に関しましては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受けました。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

キャリアリンク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）中 川 康太郎

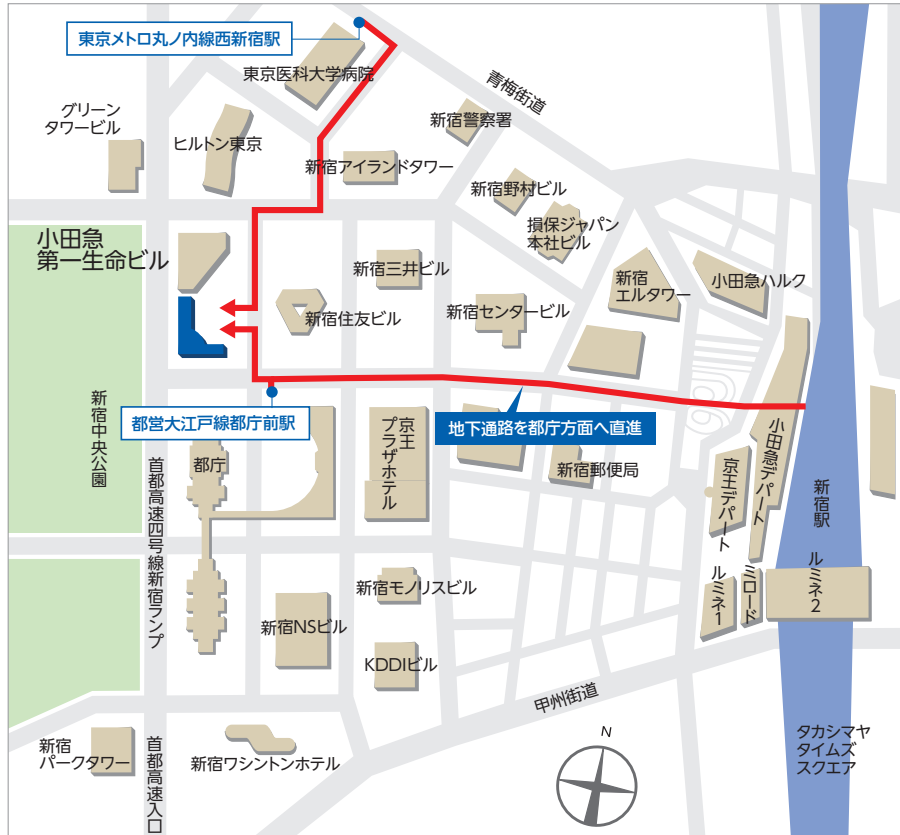
監査等委員（社外取締役）遠 藤 今朝夫

監査等委員（社外取締役）長谷川 岩 男

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階クリスタルルーム
(03) 3348-1234



- **新宿駅**
西口より
徒歩約9分
(JR・京王線・小田急線・地下鉄)
新宿駅西口を出て、都庁方面への地下道を直進、地下道から出て新宿住友ビルを越えた右側の建物が会場です。
- **都営大江戸線**
都庁前駅より
徒歩約1分
A7出口直結
C4連絡通路を経由し、A7出口より直結です。
- **東京メトロ丸ノ内線**
西新宿駅より
徒歩約4分
E4出口よりすぐ
地下道を都庁方面に進み、E4出口から出て、右手都庁側の建物が会場です。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

株主総会にご出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.careerlink.co.jp/>

※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産は用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。